

「かながわ自殺総合対策指針」の概要

1 指針策定の趣旨等

神奈川県では、全国で年間約3万人の方が自ら命を絶つという深刻な状況が続いている中、自殺対策を総合的に推進するため、様々な分野の関係機関・団体により構成される「かながわ自殺対策会議」を平成19年8月に横浜市及び川崎市と共同して設置し、自殺対策を総合的に検討しながら、自殺対策の推進体制の整備や普及啓発、相談事業などの対策を実施している。

今後も様々な分野の方や関係機関の連携により「孤立しない地域づくり」を目指し、自殺対策を総合的に推進するため、このたび、自殺対策の基本的考え方、方向性、重点施策などを内容とする「かながわ自殺総合対策指針」を作成した。

2 指針の概要

(1) 自殺をめぐる現状と課題

(2) 自殺対策の基本的な考え方

ア 基本認識

(ア) 「自殺は追い込まれた末の死」

(イ) 「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題である」

(ウ) 「自殺を考えている人は悩みを抱え込みながらもサインを発している」

イ 基本的考え方

自殺には、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題、地域・職場環境、家族状況、死生観などの要因が複雑に関係しているので、県、市町村、関係機関、民間団体等が連携し、県民一人ひとりが主体となって、県全体で取り組む。

(ア) 社会的要因も踏まえ総合的に取り組む

- うつ病の早期発見、早期治療等のうつ病対策を推進する。
- 失業や多重債務等の相談体制を充実させる。
- 自殺や精神疾患に対する知識を普及啓発し、偏見をなくすよう取り組む。
- 適切な報道が行われるようマスメディアに協力を求めていく。

(イ) 県民が主体となるよう取り組む

- 県民自身が心の健康問題の重要性を理解するよう普及啓発を図る。
- 気づき、見守り、相談や治療につなげられる地域社会をめざす。
- 県民一人ひとりが自殺予防の主体となるよう広報教育活動等に取り組む。

(ウ) 事前予防、危機対応、事後対応に取り組む

- 心身の健康の保持増進、自殺や精神疾患の知識の普及啓発を図る。
- 自殺の危険に介入し、自殺を防ぐ。
- 未遂者や遺族への支援を行う。

(エ) あらゆる分野の関係者が連携して支える

- 様々な分野の人々や組織が密接に連携して、包括的に支援する。

(オ) 地域の実態に合わせて取り組む

- 自殺の実態解明のための調査研究を行い、地域分析を進める。
- これまでの調査研究、知見を基に、地域の実態に合わせた施策を行う。

(カ) 中長期的視点に立って、継続的に進める

- 施策の評価をしつつ、継続的に取組みを進める。

(3) 今後の自殺対策の方向性

ア 数値目標

「かながわ健康プラン21(改定計画)」(平成20年3月策定)で示された到達目標とする(平成29年度までに平成17年の自殺者数を20%以上減少させる)。

イ 対策の方向性

(ア) 世代別

- a 青少年(30歳未満)
 - ・ 児童生徒及び教職員に対する自殺予防の普及啓発の推進
 - ・ 若者の就労支援、ひきこもり等の支援の強化
- b 中高年(30歳～64歳)
 - ・ うつ病・アルコール依存症対策の充実
 - ・ 職場のメンタルヘルス対策の充実
- c 高齢者(65歳以上)
 - ・ 高齢者のうつ病対策の推進
 - ・ 地域の見守り体制の強化

(イ) 動機別

- a 健康問題
 - ・ うつ病対策の一層の推進
 - ・ 心身の健康の保持増進
- b 経済・生活問題
 - ・ 多重債務者対策の推進
 - ・ 失業者対策の推進
- c 勤務問題
 - ・ 職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・ ワークライフバランスの推進
- d 家庭・学校問題等
 - ・ 育児、いじめ等の相談体制の充実
 - ・ 配偶者等からの暴力、介護等の問題に関する相談体制の充実

(4) 重点施策

- ア 地域の自殺の実態を分析する
- イ 自殺対策に関する普及啓発を推進する
- ウ 早期対応の中心的役割を果たす人材(ゲートキーパー)を養成する
- エ あらゆる場面において、心の健康づくりを進める
- オ うつ病の早期治療につなげるための取組み等うつ病対策を進める
- カ 精神疾患等のハイリスク者対策を進める
- キ 社会的な取組み、環境整備を進める
- ク 自殺未遂者支援を進める
- ケ 遺された人への支援を進める
- コ 様々な分野の関係機関・民間団体との連携を強化する

(5) 推進体制

県内の様々な関係機関や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」により、情報共有、連携強化を図り、自殺対策を総合的に推進する。